

障害者自動車運転免許取得助成事業の見直しについて

北九州市では、障害者自動車運転免許取得助成事業において、就労などのために自動車運転免許を取得しようとする障害のある人に対し、自動車教習に要する費用の一部を助成しています。

【対象者】

下記のすべてを満たす方

- ・身体障害者手帳（1から4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する満18歳以上の方
- ・助成申請時において市内に居住し、かつ、助成確定時まで引き続き市内に居住していること
- ・助成申請時までに自動車教習を開始していないこと
- ・免許の取得により就労等社会参加が見込まれること 等

本事業では、令和7年4月1日申請分から、助成額を下記のとおり見直しました。

記

■ 見直し内容

令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
<u>10万円（限度）</u> 自動車教習に要する費用の2／3	<u>5万円（一律）</u>

※経過措置

令和6年度（令和7年3月31日まで）に申請し、
令和6年度中に免許を取得できなかった方については、
・令和6年度から引き続き自動車教習所に在籍している場合
または、
・自動車教習所の卒業証明書の有効期間内の場合に限り
令和7年度も10万円（限度）助成します（令和7年度に再申請必要）。

■ 見直し時期

令和7年4月1日申請分から

<問合せ先>

北九州市 保健福祉局 障害者支援課
TEL 093-582-2424